

コメントの概要とコメントに対する金融庁・財務省の考え方（平成 18 年 3 月 10 日公表）

（※略称の意義についてはインターネットホームページ公表文を参照）

○保険業法施行令（案）について

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	— （政府の補助について）	生命保険のセーフティネットに係る政府の補助については、生命保険業に対する国民や保険契約者の信頼の維持に万全を期すという観点等から今般の制度改正においても存置されたものと理解しているが、については、今後仮に、資金援助等に要する費用が発生し、借入限度額を超える事態となった場合には、迅速かつ確実に財政支出が行われるよう対処していただきたい。	政府の補助については、新施行令 8 条の 9 第 1 項に規定する場合には、生命保険契約者保護機構は内閣総理大臣及び財務大臣に対し、新保険業法附則 1 条の 2 の 14 第 1 項に規定するおそれがある旨の認定を申請することができることとされているところであり、かかる申請があったときには、新施行令 8 条の 9 第 2 項の申請書その他の事情を勘案して、上記おそれがあるかどうかの検討を行うこととなります（新施行令 8 条の 9 第 3 項）。 その結果、上記おそれがある旨の認定をすることとなったときには、政府として速やかに必要な予算措置を講じ国会のご審議をお願いしたいと考えています。
2	— （今後の生命保険契約者保護機構に係る見直しについて）	生命保険のセーフティネットについては、改正法の施行後 3 年以内に見直しを行うこととされているところ、その見直しにあたっては、負担金の事後拠出を含む負担のあり方が検討されることとなることを確認させていただきたい。	改正法附則 38 条 1 項により、改正法の施行後 3 年以内に、「生命保険契約者保護機構の資金援助等に要する費用に係る負担のあり方」等について検討を行うこととされているところですが、ご指摘のいわゆる事後拠出制への移行如何については、保険会社間の公平性等の観点や、金融審議会第二部会報告書「保険契約者保護制度の見直しについて」（平成 16 年 12 月 14 日）において「現状は非効率な資金の積立てがあると言える状態ではなく、事前拠出制度の問題が顕在化しているとは考えられない」とされたこと等を踏まえた慎重な検討が行われることになるものと考えられます。

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
3	— (今後の生命保険契約者保護機構に係る見直しについて)	<p>契約者保護に関する基本的姿勢として従前より、原則として効率的かつマクロ的見地からの監督が顧客保護を図る最善の方法であると考えている。金融庁が保険業界の健全性についてのモニタリングを強化してきたことについては謝意を示したが、一方で保護機構の保険契約者保護資金の積立については、遺憾ながら事前拋出方式の実質負担を軽減する措置はとられていない。</p> <p>保険契約者保護資金について、個々の商品の経済価値や契約者負担につながる潜在的リスクを反映した拋出金額算定方法の導入とともに、その積立が事後拋出によるものとなるよう主張する。</p>	<p>負担金の事後拋出制については、金融審議会第二部会報告書「保険契約者保護制度の見直しについて」(平成16年12月14日)において、「いずれにしても、現状は非効率な資金の積立てがあると言える状態ではなく、事前拋出制度の問題が顕在化しているとは考えられないことから、現時点での事後拋出制度への移行については慎重な検討が必要であると考えられる。」とされたこと等を踏まえ、改正法はこれを採用していません。</p> <p>また、元受生命保険商品(保護命令案50条の3第1項により補償対象契約から除かれることとされている特定特別勘定を除く。)には資金援助の対象となる可能性がおよそないという特性の商品は存在しないと考えられること、保険契約者保護機構の業務には、保険契約の引受け(保険業法270条の4以下)や保険契約者の代理(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律540条以下)といった補償対象契約に係る狭い意味での資金援助に限られないものもあり、特定の保険商品等を保険契約者保護機構の会員の負担金の算定の基礎から、法令上、除くことは、困難であると考えられます。</p> <p>なお、各会員の最終的な負担金額を算定する際に用いられる負担金率については、保険業法265条の34に反しない限りにおいては、金融庁長官・財務大臣の認可を要するものの、第一義的には保険契約者保護機構の自治に委ねられているところです。</p>
4	— (今後の生命保険契約者保護機構に係る見直しについて)	<p>今後の生命保険契約者保護機構に係る見直しにあたっては、なし崩し的に生命保険業界(保険契約者)からこれ以上の追加負担を求めることとならないよう検討すべきである。</p>	<p>改正法附則38条1項において、改正法の施行後3年以内に、「保険会社の経営の健全性の状況」等を勘案して、生命保険契約者保護機構の資金援助等に要する費用に係る負担の在り方、政府の補助に係る規定の継続の必要性等について検討を行うこととされています。</p>

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
5	<p>—— （今後の生命保険契約者保護機構に係る見直しについて）</p>	<p>2009年3月までに保険契約者保護機構制度の見直しに関する審議を行うにあたり、金融庁によりパブリックコメント手続が十分に活用・実施されること、保険業法の改正や保険契約者保護機構に関するいかなる法令案についても、国会に提出しあるいは施行される前に、外国保険会社を含む全ての利害関係者に対し有意義な情報提供が行われ、意見表明・交換の機会——金融審議会のワーキンググループその他の政府が主催する保険契約者保護機構制度の見直しに関する審議に積極的に貢献する機会を含む——が与えられることを要請する。</p>	<p>改正法附則38条1項に基づく生命保険契約者保護機構の財源制度等に関する検討・見直しにあたっては、従来と同様、金融審議会等において有識者および利害関係者に議論をしていただくことになると考えています（なお、金融審議会の審議は公開で行われるとともに、審議に係る資料・議事要旨・議事録は金融庁ホームページに公表されます）。また、やはり従来同様、必要に応じ、外資系保険会社（支店形態を含む。以下この考え方において同じ。）を含む各保険会社、関係団体との間で、情報の提供や意見の交換を行っていく所存です。</p> <p>また、政省令等の改正等を行う場合には、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定。平成12年12月26日一部改正）に基づき（行政手続法の一部を改正する法律（平成17年法律第73号）の施行後にあつては、同法による改正後の行政手続法に基づき）、必要な手続を履践することとしています。法律改正を行う場合の法律案については、国会のご審議をいただくことから、パブリックコメントに付すことは予定していませんが、法律案の内容は、金融審議会等における議論や利害関係人との意見交換の結果等を踏まえて作成されることになると考えています。</p> <p>なお、従来より、金融審議会第二部会には社団法人生命保険協会（社員に外資系保険会社を含む。）および外国損害保険会社協議会より専門委員の参加をいただいております。また保険の基本問題に関するワーキンググループには社団法人生命保険協会および外国損害保険協会より実務メンバーの参加をいただいております。</p>

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
6	<p>— (今後の生命保険契約者保護機構に係る見直しについて)</p>	<p>改正法施行後 3 年以内に予定されている制度見直しにおいて、生命保険会社の破綻リスクを軽減し、契約者保護を改善するために以下のステップを踏むよう要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品や販売経路の多様化に従い、金融庁のモニタリング制度をさらに改善する。 財政困難に陥った保険会社に対して金融庁は早期に介入し、破綻前の事業再構築を積極的に推進する（資産・負債の第三者による検証、ソルベンシー・マージン基準の強化を含む）。 正確でタイムリーな情報提供と保険会社の経営者の責任強化を確保する。 資金の効率化のため保険契約者保護機構の財源を事後拠出方式にし、その利用はあくまでも最終手段とする。 今回の見直しで、高予定利率契約に該当する保険契約の補償率を引き下げる措置がとられたが、民間保険会社の負担を減らし、モラル・ハザードを軽減するために、責任準備金の補償割合を 80%にさらに引き下げる。 政府は今後も責任の一部を負うべきであり、保険契約者保護機構に拠出すべきである。政府が保険契約者保護機構へ拠出する義務を負うことにより、代替手段を探そうという政府の動機が高まり、それによって保険契約者保護機構の最終手段としての位置付けがさらに確かなものになると考えられる。 	<p>改正法附則 38 条 1 項により、改正法の施行後 3 年以内に生命保険契約者保護機構の財源制度等について検討を行うこととされているところであり、貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、保険契約者保護制度の創設以降も、保険会社の破綻防止等に向けて、既に主として以下のような措置が講じられてきているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ソルベンシーマージン比率の算定方法の見直し（平成 10 年度、11 年度、12 年度） ソルベンシーマージン基準等に基づく早期是正措置の導入（11 年度） 将来収支分析（保険事業継続性の確認）の導入と実務基準の整備（12 年度） 保険会社に係る更生手続の整備、生命保険契約者保護機構の借入れに係る政府保証の恒久化（12 年度） 財務情報等に係るディスクロージャーの拡充（12～14 年度、16 年度） オフサイトモニタリングに基づく早期警戒制度の導入（15 年度） 破綻前の契約条件の変更の手続きの導入（15 年度） 自然災害リスクに対応した責任準備金積立ルール等の整備等（16 年度） 変額年金等の最低保証リスクに係る責任準備金積立ルール等の整備（16 年度） 第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等に関する検討（16 年度～17 年度）

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
7	37 条の 4	<p>生命保険契約者保護機構（以下このコメントにおいて「機構」という。）の借入限度額を定める保険業法施行令 37 条の 4 における当該限度額の定めについては、保険業法施行令の一部を改正する政令（平成 15 年政令 247 号）において、「機構の各会員の…年間負担額の合計額の 10 倍に相当する金額」から「4600 億円」へと改正されたものであるところ、施行令案においては引き続き「4600 億円」のままとされている。</p> <p>施行令案が引き続き「4600 億円」としているのは、機構の定款上、現在の機構の会員の年間負担額の合計額が 460 億円となっているためと考えられる、この 460 億円は、特定会員（平成 15 年 3 月 31 日までに破綻した生命保険会社）に係る資金援助等に要した費用に係る特例であり、本来の合計額は 400 億円であることから、機構の借入限度額も本来は 4000 億円であると考え。</p> <p>については、新施行令において引き続き「4600 億円」とするのは時限的な措置であること、改正法施行後 3 年以内に生命保険のセーフティネットの在り方を検討する中で当該規定についても見直しが行われること、を確認させていただきたい。</p>	<p>現行の保険業法施行令 37 条の 4 において生命保険契約者保護機構（以下この考え方において「機構」という。）の借入限度額が「4600 億円」とされており、新施行令においても引き続き「4600 億円」とされているのは、現在の機構の定款附則中「保護資金負担金の特例」の規定において、特定会員に係る資金援助等に要した費用に係る負担金の納付が終了する事業年度までは年間負担額の合計額の上限が 460 億円とされていることに対応しているものです。</p> <p>こうした点を踏まえつつ、改正法附則 38 条 1 項に基づき改正法の施行後 3 年以内に「生命保険契約者保護機構の資金援助等に要する費用の負担の在り方…等」について検討を行う際に、ご指摘の政令規定の在り方について検討を行うことも考えられます。</p>

以上